

**『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表**

新（令和4年4月1日以降適用）

（別紙3）

**国土交通省登録技術者資格**  
（管理技術者、照査技術者）

別紙3-1

（令和4年4月1日以降適用）

番号	業務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者※				
107	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(総合部門)	(一社)海洋調査協会	第7回	第328号
108	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第329号
109	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第8回	第330号
110	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	土壌環境監理士	(一社)土壌環境センター	第8回	第350号
111	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第351号
112	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第352号
113	(二)計画・調査・設計業務	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	管更生技士(下水道)	(一社)日本管更生技術協会	第8回	第353号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1: 資格が対象とする区分 : 別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2: 知識・技術を求める者 : 配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3: 登録時期 : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録  
(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月6日登録、(第7回)令和3年2月10日登録  
(第8回)令和4年2月22日登録

旧（令和3年4月1日以降適用）

（別紙3）

**国土交通省登録技術者資格**  
（管理技術者、照査技術者）

別紙3-1

（令和3年4月1日以降適用）

番号	業務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者※				
107	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(総合部門)	(一社)海洋調査協会	第7回	第328号
				追加				

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1: 資格が対象とする区分 : 別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2: 知識・技術を求める者 : 配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3: 登録時期 : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録  
(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録

**『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表**

新（令和4年4月1日以降適用）

旧（令和3年4月1日以降適用）

**国土交通省登録技術者資格**  
(担当技術者)

別紙3-2

(令和4年4月1日以降適用)

番号	業務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名例	登録時期※	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者※2				
221	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	特定道守(トンネル)	国立大学法人長崎大学	第7回	第326号
222	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第331号
223	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	1級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第8回	第332号
224	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第333号
225	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第334号
226	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第335号
227	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	橋梁診断技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構	第8回	第336号
228	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第337号
229	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第338号
230	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第339号
231	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第340号
232	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第341号
233	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	橋梁診断技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構	第8回	第342号
234	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第343号
235	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第344号
236	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	点検	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第345号
237	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	診断	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第346号
238	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第347号
239	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	1級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第348号
240	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第349号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1: 資格が対象とする区分 : 別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2: 知識・技術を求める者 : 配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3: 登録時期 : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録  
(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録  
(第8回)令和4年2月22日登録

(合計353資格)

➤ 別紙3に、登録番号第329号～第353号の25資格を追加  
 管理技術者、照査技術者：6資格追加  
 担当技術者：19資格追加

**国土交通省登録技術者資格**  
(担当技術者)

別紙3-2

(令和3年4月1日以降適用)

番号	業務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名例	登録時期※	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者※2				
221	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	特定道守(トンネル)	国立大学法人長崎大学	第7回	第326号
				追加				

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1: 資格が対象とする区分 : 別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2: 知識・技術を求める者 : 配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3: 登録時期 : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録  
(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録

(合計328資格)

**『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表**

新（令和4年4月1日以降適用）

（別表）

**別表**

（一）点検・診断等業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	土木機械設備の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力

橋梁（コンクリート橋）	点検	業務を担当する者（担当技術者）	道路橋（コンクリート橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者（担当技術者）	道路橋（コンクリート橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術
橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	点検	業務を担当する者（担当技術者）	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者（担当技術者）	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術
トンネル	点検	業務を担当する者（担当技術者）	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者（担当技術者）	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術

➤ 別表の（一）点検・診断等業務の施設分野に、橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）を追加

旧（令和3年4月1日以降適用）

（別表）

**別表**

（一）点検・診断等業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	土木機械設備の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力

橋梁（コンクリート橋）	点検	業務を担当する者（担当技術者）	道路橋（コンクリート橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者（担当技術者）	道路橋（コンクリート橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術
トンネル	点検	業務を担当する者（担当技術者）	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者（担当技術者）	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術

追加